

財務省告示第七十六号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第五項に規定す
 る中途換金に係る個人向け国債を买入消却したの
 で、その国債の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十七年四月二十五日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	〃	〃	〃	個人向け利付 国債券（変 動・十年）	国債の名称
	第八回	第六回	第四回	第二回	記号
三千九百六十七 億二千七百六 十萬九千二百 六十九圓	十三億三千四 百九十萬圓	十四億九千五 百四十萬圓	二千三百四十六 億九千四百三 十萬圓	七千二百六十六 億六千六百六 十萬圓	総額面金額の
三千九百四十七 億四千七百一 十八萬圓	十三億七千三 百七十七萬圓	十四億八千九百 五十四萬圓	二千八百三十三 億九千九百三 十萬圓	七千二百六十六 億二千六百二 十萬圓	総買入価額の